

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
https://ssl.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

第141号

本コラムは、2020年5月に掲載した「COVID-19感染症拡大下の食品表示法令に関する各国の対策について」の最新情報」の続編です。執筆者は前回同様、当社の調査第二チーム所属のイクラムが担当しました。今年起きている日本の生活での変化の体験をもとに、海外に目を向けた情報発信の機会としています。今年日本では...

- ・栄養成分表示が義務化され、多くの食品で確認できるようになりました
- ・環境保全のため、「コンビニ」等のレジ袋が一斉に有料化されました
- ・食品ロス削減のため、賞味期限の年月表示化された食品が増えました
- ・代替肉等の新素材食品が増え、大豆ミートのJAS規格化の検討が始まりました

これらの変化を踏まえ、海外の動向に目を向けていただく機会になればと思います。本稿を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症状況について、現政府の対策や各国国民の意識により、増加している国もあれば減少している国もあります。しかしながら、国際的に経済のバランスに影響を及ぼしている点において結果は似通っています。日本も例外なくこの長期にわたる地球規模の難局に直面しています。国民はそれぞれ日常において国を支えようと努力しています。私たちは、2020年の終わりが見えてきた今、食品業界や消費者の安全面で次に取るべき規制面での手段や対策についてその行方に注視していきます。

海外食品基準情報

～米国の代替肉関連基準、栄養成分および期限表示について～

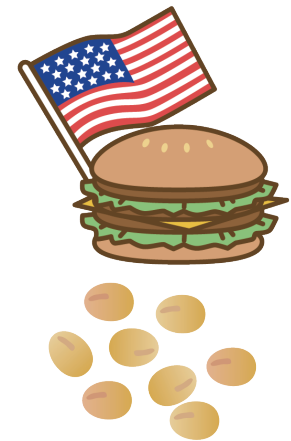
科学者は植物由来の代替肉に加え、細胞培養肉のような新しい代替食品の開発を続けており、新しい技術が食卓に持ち込まれることになるでしょう。FDA(米国食品医薬品庁)は消費者の安全の確保を目的とし、それら製品の安全性やトレーサビリティを確保するために、このような技術に関するある食品業者と連携をはかっています。

FDAとUSDA(USDAは、FISRS(米国農務省食品安全検査局)は、このような革新的な技術の見識へのより良い理解を求め、ためパブリックオピニオンを設置しており、製品の発売に向けて準備を進めています。2019年に公式協定を発表し、それに基づき両機関は不当表示から消費者を守り、その安全確保のため、特に動物の細胞培養肉由来の食品に関して規制の枠組みを設置することになります。

従来動物の肉を使用した製品の代替品としては、培養肉の他、植物由来の代替肉もあり、市場でも注目されています。

昨年1月にラベルバンク新聞に掲載しましたFDAによる通知に基づく記事でも触れましたが、植物肉を使用したハンバーガー等に使用されるひき肉代替品に使用される着色料として大豆レグヘモグロビン(未調理状態の製品重量の0.8%を超えてはならないこと)が追加されています。大豆レグヘモグロビンが色素添加物証明書免除リストに追加されることでその安全性が結実づけられ、このような決定に至りました。

大豆ミートのような植物由来の代替肉の世界的な市場の拡大をうけ、日本でも食肉代替品への認知度を拡大するため、そして日本製品の競争力を高めることを目的として、



て、JAS規格化の検討が始まっています。植物由来の製品への人気は肉に限らず、植物性ミルクも消費者の関心を集めています。特にオーツミルクは豆乳と売り場で人気を競い始めています。しかし、FDAが「3%」を定義する最重要点である「乳を分離する」という過程、「牛乳とは、一頭以上の健康な牛の完全搾乳によって得られる、初乳を実質的に含まない乳汁分泌物を意味する」CFR(米国連邦規則集)21.521.110(c)には当てはまらないので、植物由来の代替ミルクに「milk」という言葉を使用することは適法なのかという議論があります。

新しい栄養成分表示について

FDAは栄養成分表示の規則改正に関する関心を高めようとして過去数年にわたる革新的な情報キャンペーンも行っていきます。この運動によって消費者に栄養成分表示を見る習慣をつけてもらい、食生活に何が最適かを考えてもらうというものです。次の四つが主な改訂点です。

- ・一食当たりの量：以前より大きく太字表記されたものもあり、また一食当たりの量の変更されたものもあり。
 - ・カロリー：以前より大きく太字表記に。
 - ・一日栄養所要割合(%DV)：更新あり。ラベル下部の脚注を含み、一日栄養所要割合(%DV)と低く、高いの概念を消費者によりわかりやすく説明。
 - ・栄養素：
 - (削除)脂肪のカロリー、ビタミンAとC
 - (任意表示の対象表示)
 - (追加)添加糖類、ビタミンDとカリウム
 - (変更なし)カルシウムと鉄分
- 日本、米国、その他の国々の表示規制の変更や更新が行われていきますが、地球規模

の新型コロナウイルス問題が起きている場合の通常の更新スピードを考えると規模が小さいといえるでしょう。その間にも技術革新により数々の新しい食品が市場に進出し、新しい食品を目のあたりにすることになるでしょう。

期限表示について

この記事では期限表示の概念で締めくくりたいと思います。このような表示情報の目的である消費者の健康と安全を守ることには共通です。表示上のその情報の選定は国によって異なります。例えば、日本では「賞味期限」、「消費期限」と呼ばれ、表記方法は「yy/mm/dd」になっています。しかし、米国では「Use before」、「Sell by」、「Expires on」などいろいろな表記があり、消費者に混乱をもたらすこともあります。このような理由でFDAは食品業界に「Best if Used By」という表示をするよう数年前から推奨しています。

最後にありますが、世界的に見ても各国の政府、組織は消費者の安全を最優先にできる限り透明性を保ちながら食品表示規則を更新していく努力を続けています。記事を読んでくださり、ありがとうございました。今後も食品に関する規則についての情報を提供していきます。

(イクラム)






参照：

- Foods Made with Cultured Animal Cells
- 細胞培養肉を使用した食品
- https://www.fda.gov/food/food-ingredients-packaging/foods-made-cultured-animal-cells
- JASの制定等に関する手続の進捗状況
- https://www.maff.go.jp/j/jas/attach/pdf/jassagy_o_kelaku-12.pdf
- CFR - Code of Federal Regulations Title 21
- 米国連邦規則集
- https://www.ecfr.gov/gf1-bjn/text-idx?SID=871656e2337242b48c5f5e05c4e065&mc=true&node=pt21.2.131&rgn=div5#se21.2.131.1110
- What's New with the Nutrition Facts Label
- 新しい栄養成分表示について
- https://www.fda.gov/food/new-nutrition-fact-label/whats-new-nutrition-facts-label
- Confused by Date Labels on Packaged Foods?
- 加工食品の日に表示された日付
- https://www.fda.gov/consumers/consumer-updates/confused-date-labels-packaged-foods

ミニコラム リサイクルマークについて

食品表示は容器包装されているものに必要ですが、同様に、対象となる素材の容器包装を使用の場合は、「識別マーク」いわゆるリサイクルマークの表示が必要になります。「容器包装」とは「容器」(ボトルや缶や袋のように商品を入れるもの)と「包装」(包装紙やラップのように商品を包むもの)であって商品が消費されたり取り出されたあと不要となるものです。

識別マークは資源有効利用促進法により表示が定められており、下記が食品に関わる識別マークとその表示が必要となる容器となります。

識別マーク	素材/形状	用途
	プラスチック製容器包装	飲料、酒類、特定調味料用のPETボトルを除く
	紙製容器包装 (飲料、酒類用紙パックでアルミ使用のものを含む)	飲料、酒類用紙パックでアルミ不使用のもの及び段ボール製容器包装を除く
	PETボトル	飲料、酒類、特定調味料用
	スチール缶	飲料、酒類用
	アルミ缶	飲料、酒類用

識別表示は原則として、分離できる個々の容器包装に対して直接表示する必要があり、「カップ」と「ふた」などから成る、多重容器包装等においては、分離可能なそれぞれをひとつの容器包装とみなしますので、表示対象の容器包装毎に直接識別マークを表示するのが原則となります。

ただし、ほぼ同時に捨てられる複数の容器包装がある場合には、まとめていずれかの容器包装に一括して表示をすることができ、その際、各容器包装の「カップ」、「ふた」などの役割名をその識別マークに併記することが必要となります。

使用されているものが容器包装に該当するかは「容器包装に関する基本的な考え方」の資料が参考となりますので、こちらをご確認いただけますと幸いです。
例えば、飲料パックに添付されているストロー自体は容器包装には該当しないため識別表示は不要ですが、ストローの袋については、ストローが商品の一部と解され、商品を包むものとして識別表示が必要となります。

扱われる商品によって容器包装はさまざまとされますが、「容器包装の識別表示 Q&A」よりよく参照する内容についていくつかご紹介できればと思います。

●プラマークに付されている「PP, PE」などの材質表示について

(Q76) 材質表示とはどのようなものですか？

<回答>

材質表示とは、プラスチック製容器包装において、使用されているプラスチック等の種類を表す表示のことです。材質表示には、識別表示とは異なり、法的義務はありませんが、望ましいこととされています。

(Q77) 材質表示の表記方法について教えてください。

<回答>

プラスチック製容器包装の材質表示は、JIS K 6899-12000 (ISO 1043-11997) で定められている記号を用いて行うことを推奨します。また、複合材質及び複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、主要な材料に下線を付すことを推奨します。(後略)

●ラベルの識別表示について

(Q16) 容器包装にラベルを付けている場合、ラベル自身の識別表示を入れる必要がありますか？

<回答>

ラベルは、それが付けられている容器包装の一部とみなされますので、ラベルが紙製やプラスチック製であっても、基本的には識別表示は必要ありません。

ただし、下記2つの条件を両方満たしている場合は、ラベルが「包んでいるもの」となるため、ラベルそのものに対する識別表示が必要となります。

- ・容器包装の1/2を超える
 - ・ラベルを付けられた容器包装から、ラベルを容易に分離して廃棄することができる
- 例) ペットボトルに付けられたプラスチック製のラベル、板状チョコレートに捲き(アルミ箔の上に巻く紙)等

●業務用の商品について

(Q87) 業務用の容器包装へも識別マークを表示する必要がありますか？

<回答>

業務用の容器包装へは識別マークは必要ありません。事業者が専らその事業活動で消費する商品の容器包装については再商品化義務の対象外であり、かつ表示義務の対象外となります。対象外の製品にマークがあることは混乱の元となるため、表示しないようにしてください。

既製品の容器包装を仕入れて使用されている場合などは、すでに識別マークが表示されているものもと思われます。現在使用されている容器包装の再確認や、これから作成されようとするパッケージについてご参考となりましたら幸いです。

(齊藤)

【参照】

容器包装に関する基本的な考え方

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/pdf/kaisei/kangaekata.pdf

容器包装の識別表示 Q&A

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq.html

今月の「お気に入り」言葉

The environment is everything that isn't me.

環境とは私ではないあらゆるものことである。

(アルベルト・アインシュタイン)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp